

自治基本条例推進プロジェクトチーム ミーティング（第4回）

日時 平成23年7月12日（火）13:30～16:30
場所 榛原庁舎4階 会議室1～3

第4回実施内容

これまでの振り返り

情報提供

話し合い（グループワーク）

【お願い】
ここでは、条例の理念を周知する取り組みやイベントなどのアイデアを出していただきます！！
なるべくたくさん（一人10個以上）出せるよう、事前に考えてきてください！
欠席される方は、あらかじめアイデアをメールください！

【テーマ】「自治基本条例の理念の浸透を図るには、どうすればいいか、のアイデアを出し合おう！」

自己紹介	5分
役割分担（時計係・進行・書記）	2分
書き出し（1人10個以上）	10分
共有（意見を出し合う）	30分
まとめ（5つ程度に絞り込み）	30分
まとめ（ <u>次回に向けての作戦タイム</u> ）	40分

うーん、「自治基本条例まんじゅうを作るコンテストの開催」とか、「高校生のアイデアを入れた周知用DVDを製作する」、「J-1 グランプリ～まきのはらを知ろう～の開催」なんてのは、どうだろう？

次回（7/26）のミーティングでは、まとめた案について、グループごとにプレゼンテーションをしていただきます。
なお、これは経営会議への条例推進施策の提案となります。



第4回 牧之原市自治基本条例推進プロジェクトチームミーティング用資料

日付	内容
7/12	理念を広く知ってもらうための取組みやイベントなどのアイデアを出し合う
7/26	経営会議でアイデアをプレゼン、決定
8/11	アイデアを具体的な取組み(マニフェスト型)にまとめる
8/23	
9/	
9/	
10/	条例施行記念イベントの開催 (取組発表、基調講演 等)
10/	<div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">裏面参考資料</div> <p>関連規程の検討</p> <p>市で今取組んでいるもので規程のないもの 現在、条例推進関連で取組んでいるもの 条例案段階で削除された項目 (条例試案時に載っていたもの) 条例に盛り込んであり今後規定していくもの</p>
3月末	この条例に基づいて取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールをまとめた「(仮称)牧之原市自治基本条例施行に伴う行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定する。

行動計画イメージ

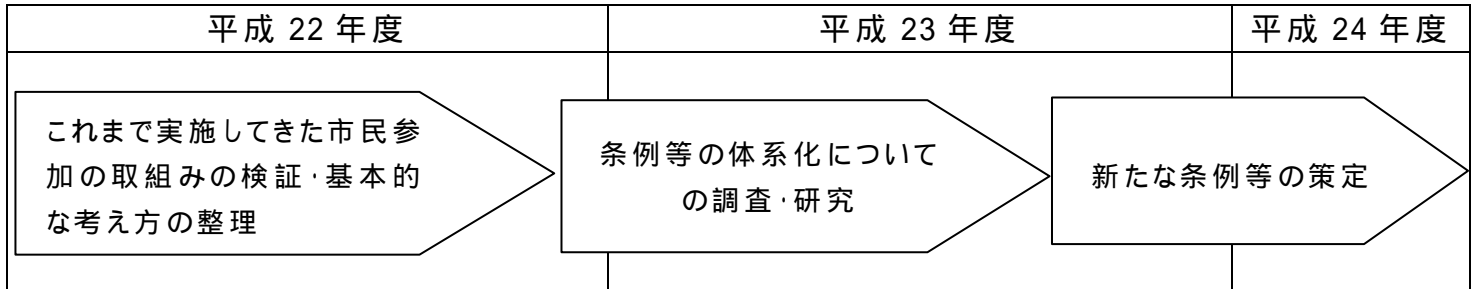
(参加機会の保障)

第8条	市長及び議会は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めるものとする。
2	略

(1) 主旨

……
……

(2) 今後の取り組み



～ 参考資料 ～

1 市で、今取り組んでいるもので規定がないもの パブリックコメント

年度	対象施策	募集期間	意見を提出できる人	公表方法	意見の提出方法	結果の公表
22	自治基本条例	8/20～ 9/17 (29日間)	・市内在住の人 ・市内在勤、在学の人 ・市内で事業活動又は公益的な活動を行う人とその法人	・自治会の班・組回覧 ・区、町内会役員へ配布 ・公共施設等(10箇所)に据え置く ・市ホームページ ・広報	・市のホームページから(電子申請) ・提出用紙に記入の上、持参、郵送又はFAX ・口頭は受け付けない	・市ホームページへの掲載 ・市役所両庁舎に据え置き ・個別回答は行わない
22	核兵器のない世界を目指す平和年宣言	10/12～ 11/8 (28日間)	・市内在住の人 ・市内在勤、在学の人	・市ホームページ ・秘書広報室 ・情報公開コーナー ・広報	・市のホームページから(電子申請) ・公表場所に設置してある提出用紙に記入の上、持参、郵送又はFAX ・口頭は受け付けない	・個別回答は行わない
22	環境美化条例	10/1～ 11/8 (39日間)	設定しない	・市ホームページ ・環境室 ・情報公開コーナー ・広報	・環境室へ電話、FAX、メール、郵送、手渡し(様式は自由)	
21	男女協働学習行動計画	5/12～ 5/31 (20日間)	設定しない	・市ホームページ ・関係者への配布	・市のホームページから(問い合わせフォーム) ・電話やFAX	
21	健やかプランまきのはら	3/5～ 3/12 (8日間)	設定しない	・市ホームページ	・持参、郵送、FAX、メール(様式は自由)	特になし

審議会等

審議会名	委員数	開催時期	直近開催日	審議会名	委員数	開催時期	直近開催日
環境審議会	15人	不定期(必要時)	H23.5.24	情報公開審査会	6人	不定期(必要時)	最近の開催無
公民館運営審議会	9人	年3回	H23.6.22	個人情報保護審査会	6人	不定期(必要時)	最近の開催無
スポーツ振興審議会	9人	不定期(必要時)	今年度開催予定	総合計画審議会	16人	年3回(計画策定時は5回)	H23.5.30
文化財保護審議会	9人	年3回	H23.6.14	水道事業審議会	13人	全6回予定	H23.7.8
都市計画審議会	16人	年2回	H23.8.2				

意見交換会(H23年度実施予定)

- ・ 総合計画推進男女協働サロン(担当:企画課)
- ・ 自治会組織のあり方検討(担当:地域政策課)
- ・ 介護保険事業計画等策定懇話会「高齢者福祉保健部会」(担当:高齢者福祉課)

説明会(H23年度実施予定)

- ・ おでかけトーク(担当:秘書広報課)
- ・ 水道事業市民説明会(担当:水道課)
- ・ 学校の適正化説明会(担当:教育総務課)

アンケート(H23年度実施予定)

- ・ 市民意識調査(担当:企画課、無作為抽出)

2 現在、条例推進関連で取り組んでいるもの

自治会組織のあり方検討(第13条「市とコミュニティのかかわり」)

	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
時期	平成22年度	平成23年度				
内容	<p>2月8日【第1回】 テーマ 地域の実情を 共有する</p>	<p>勉強会 6月4日午後</p> <p>6月14日【第2回】 テーマ 地域課題の 解決に必要な 対策</p>	<p>7月5日【第3回】 テーマ 現在の自治会 組織の体制</p> <p>視察又は勉強会 8月中</p>	<p>9月6日【第4回】 テーマ 自治会とコミュ ニティの連携</p>	<p>11月13日【第5回】 テーマ 自治会とコミュ ニティの連携</p>	<p>2月【報告会】 まとめの報告</p>

新しい公共の場づくりのためのモデル事業(第8条「参加機会の保障」、第13条「市とコミュニティのかかわり」、第14条「対話の場とひとづくり」)

「新しい公共」の拡大と定着を目的とする内閣府の「新しい公共支援事業」を活用し、条例の実効性を高める制度構築に向けたモデル事業を実施する。2年間のモデル事業では、第8条、13条、14条を具現化する取り組みを多様な主体による協働で試行する。また、あわせて制度化に向けた検討を進めていく。

3 条例案段階で削除された項目(条例試案時に載っていたもの)

(子どものまちづくりへの参加)

第25条 子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民及び市長等は、子どもがその年齢に応じてまちづくりへ参加する機会を保障し、適切な支援に努めます。

4 条例に盛り込んであり、今後規定していくもの

(審議会等の運営)

第9条 市長等は、市政に関する提言等を求めるための組織として、審議会等を設置する場合は、広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない。

(市民投票制度)

第10条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

(行政評価)

第17条 市長等は、市の仕事の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を分かりやすく市民に公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市の仕事に適切に反映させるものとする。

(牧之原市自治基本条例推進会議)

第27条 市長は、この条例の実効性を確保するため、牧之原市自治基本条例推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。